

平成 17 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス、排水及びばいじん等のダイオキシン類の検査を実施しました。

検査結果は、次のとおりです。

1 調査対象

法の規制対象施設である大気基準適用施設 12 施設及び水質基準適用事業場 9 事業場について、ダイオキシン類の排出状況を調査しました。

また、廃棄物焼却炉 2 施設及び廃棄物最終処分場 2 施設について、ばいじん等のダイオキシン類の状況を調査しました。

2 行政検査結果

大気基準適用施設 12 施設の排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、1 施設が排出基準値を超過していました（表 1）。

水質基準適用事業場 9 事業場からの排水中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました（表 2）。

廃棄物焼却炉 2 施設のばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、すべて処理基準に適合していました（表 3 (1)）。

廃棄物最終処分場 2 施設の放流水及び周縁地下水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました（表 3 (2)）。

3 排出基準値超過事例への対応

行政検査の結果が大気排出基準値を超過していた施設については、所轄の県事務所が直ちに立入検査を実施し、事業者に対して施設の稼働停止と原因究明を指導しました。（平成 17 年 12 月 22 日公表済）

改善対策完了後、事業者の測定結果により、排出基準に適合していることを確認しました。

4 今後の対応

今後とも継続して工場・事業場への立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出状況等についての調査を実施していきます。

表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
1	海部津島環境事務組合 新開センター	津島市大字津島字新開 84 番地	廃棄物焼却炉	H17. 5. 31	0. 00017	1	(注 1)
2	王子板紙(株)祖父江工場	稲沢市祖父江町祖父江字外平 150 番地	廃棄物焼却炉	H17. 6. 3	0. 019	1	
3	知多南部クリーンセンター ごみ処理施設	知多郡南知多町大字内海字榎木 77-1	廃棄物焼却炉	H17. 6. 7	0. 39	5	
4	日本軽金属(株)幸田工場	額田郡幸田町大字菱池字六十石 1-3	アルミニウム合金製造用施設	H17. 6. 9	0. 077	5	
5	トヨタ自動車(株)明知工場	西加茂郡三好町大字明知字西山 1 番地	アルミニウム合金製造用施設	H17. 10. 18	4. 1	5	
6	(株)エヌジェイエス	幡豆郡吉良町大字宮迫字大上 42-79	廃棄物焼却炉	H17. 10. 20	4. 8	5	
7	(株)徳山商会	稲沢市生出山田町 54	廃棄物焼却炉	H17. 10. 25	17	10	
8	蒲郡市クリーンセンター	蒲郡市西浦町奥田土	廃棄物焼却炉	H17. 11. 8	0. 49	5	
9	知多市清掃センター	知多市北浜町 11 番 4	廃棄物焼却炉	H17. 11. 10	0. 021	1	新設施設 (注 2)
10	刈谷市環境センター	刈谷市逢妻町 2-26-2	廃棄物焼却炉	H18. 2. 21	0. 00037	5	新設施設 (注 2)
11	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	半田市日東町 1-30	廃棄物焼却炉	H18. 2. 23	0. 0064	1	
12	(株)トキワ製紙カンパニー	尾張旭市晴丘町東 82	廃棄物焼却炉	H18. 3. 9	0. 0044	1	

注 1：法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2：新設施設とは、平成 12 年 1 月 15 日以降に新たに設置（着工）された施設をいう。

3：ng（ナノグラム）：10 億分の 1g

4：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

表2 排出水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/l)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	㈱シキボウ江南	江南市飛保町栄378	15-イ 19	H17.12.12	0.011	10
2	五条川左岸浄化センター	小牧市新小木4-47	15-イ 18	H17.12.12	0.058	
3	王子板紙㈱祖父江工場	稲沢市祖父江町祖父江字外平150	15-イ	H17.12.13	0.0071	
4	一宮市東部浄化センター	一宮市多加木5丁目32-53	15-イ 18	H17.12.13	0.0061	
5	東レ(株)東海工場	東海市新宝町31	7-イ 7-ロ 7-ハ 15-イ 15-ロ	H17.12.14	0.027	
6	加藤化学㈱	知多郡美浜町大字河和字上前田18	15-ロ	H17.12.14	0.015	
7	中部知多衛生組合	知多郡武豊町字壺町田90-10	15-イ	H17.12.14	0.021	
8	蒲郡市幸田町衛生組合 清幸園衛生処理場	額田郡幸田町大字深溝字黒田7	15-イ	H17.12.14	0.010	
9	(有)西武環境保全センター	宝飯郡音羽町大字萩字ゲンザウ88-1	15-イ	H17.12.27	0.0053	

注1：pg(ピコグラム)：1兆分の1g

2：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3：所在地は、平成18年3月31日現在のものである。

表3 廃棄物処理施設に係るダイオキシン類測定結果

(1) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、 燃え殻の 処理基準 (注1)	備考
春日井市クリーンセンター	春日井市神屋町1番地の2	一般廃棄物	燃え殻	H18.1.26	0.0022	3	既設
			ばいじん	H18.1.26	0.85		既設
アイシン精機(株)西尾工場	西尾市南中根町小割80番地	産業廃棄物	燃え殻	H18.1.18	0.00000007		既設
			ばいじん	H18.1.18	0.0011		既設

(注) 1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。

2 ng(ナノグラム):10億分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水、周縁海水

(単位:pg-TEQ/l)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物 最終処分場の 維持管理基準
江南丹羽環境管理組合最終処分場	丹羽郡大口町河北1丁目131	一般廃棄物	放流水	H18.1.26	0.0028	10
			周縁地下水	H18.1.26	0.079	(注1)
日本碍子(株)知多事業所	半田市港町4丁目5番5号	産業廃棄物	放流水	H18.1.12	3.0	10
			周縁海水	H18.1.12	0.062	(注1)

(注) 1 周縁地下水及び周縁海水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/lを参考としている。

2 pg(ピコグラム):1兆分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鈹製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

注1：法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2：既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3：ng（ナノグラム）：10億分の1g

4：TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

(単位：pg-TEQ/l)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

注1：pg（ピコグラム）：1兆分の1g

2：TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3：番号5,14及び17の施設は平成17年9月1日付けで新たに追加された特定施設である。よって、当該施設が水質基準対象施設となった平成17年9月1日現在、既に水質基準適用事業場である場合を除き、当該施設を設置する事業場からの排水については、平成18年9月1日から排出基準が適用される。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却灰、焼却物中の不燃物など、焼却炉の炉底等から排出される残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の埋立処分等（再生することを含む。）を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準
（ばいじん、燃え殻）（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準
ばいじん、燃え殻	3（注2）

注1：処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

2：既設施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化した場合
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理した場合
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理した等の場合

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1 pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10 pg-TEQ/lに適合するように維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。